

前回までの御意見を 踏まえた追加資料 (第13回部会分)

〔○災害対策等の推進〕

災害対策等の推進

【京都府・市町村】住宅の耐震化支援（その1）

●委員御意見：耐震シェルターの設置に対する補助件数は他メニューの補助件数よりかなり少ない状況であるが、その理由を補足してほしい。府内には築年数の長い木造住宅が多いため、命を守るための耐震化として耐震シェルター設置の推進は重要な施策であると考えている。

- ・耐震改修の補助制度はH16年度から開始しているのに対して、耐震シェルター設置の補助制度はH28年度からの開始と比較的新しい補助制度である。
- ・耐震診断の結果と併せて耐震改修案を提示しており、診断後に改修という流れが一般的と考えられている。
- ・耐震シェルター設置の補助制度は床面積の大きく、耐震改修費用が膨大になるような住宅の第2の選択肢という位置づけであり、可能な限り耐震改修を実施してもらいたい。【担当:建築指導課】

○京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震シェルター設置に要する費用を市町村が一部補助

【対象木造住宅】（以下のすべての条件を満たすもの）

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・30戸/ha以上の密集市街地又は市町村が耐震化を進めると定めた地域内
- ・延べ面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの

【補助実績(府費)】

年度	耐震改修		簡易耐震改修		耐震シェルター設置	
	戸数	補助額(千円)	戸数	補助額(千円)	戸数	補助額(千円)
2020(R2)	158	38,408	129	12,652	1	150
2021(R3)	143	34,908	171	16,766	0	0
2022(R4)	96	23,956	66	6,578	0	0
2023(R5)	68	16,973	48	4,800	0	0
2024(R6)	257	114,129	89	8,900	5	600

※耐震改修・・・耐震診断結果が1.0未満のものを改修後1.0以上に向上させるもの（当分の間、改修後0.7以上に向上させるものも対象）
簡易耐震改修・・・屋根を軽量化すること等簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの